

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 鳥取県立第一更生指導所の入所期日等
野菜指定産地に係る生産出荷近代化計画
米飯提供業者の業者登録
解除予定の保安林（八件）
土地改良事業計画の適否の決定
土地改良事業の認可（二件）
国有財産の用途廃止（二件）
都市計画事業の認可
- ◇ 公安規則 派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則
- ◇ 雑 報 地方職員共済組合定款の一部変更

告 示

鳥取県告示第六十二号

昭和五十年年度鳥取県立第一更生指導所の入所期日及び募集人員を次のとおり告示する。

昭和五十年一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 入所期日

昭和五十年四月上旬

二 募集人員

機能回復訓練生及び職能訓練生三十名

鳥取県告示第六十三号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三十三号）第八条第一項の規定に基づき、大栄野菜指定産地に係る生産出荷近代化計画を定めたので、同法同条同項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

昭和五十年一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

（概要）
大栄野菜指定産地生産出荷近代化計画

- 1 生産出荷近代化計画樹立地区
野菜指定産地名 大栄
指定野菜の種類 冬キャベツ
野菜指定産地の区域 大栄町
- 2 生産出荷近代化計画の内容

(1) 基本構想

ア 作付面積 生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量に関する事項

昭和52年度を目標とする計画は、次のとおりである。

イ 作付面積 100ヘクタール

ロ 生産数量 4,500トン

ハ 指定消費地域に対する出荷量 4050トン

ニ 生産の近代化に関する事項

土地基盤整備事業（県営畑地帯総合土地改良事業）による耕地区画の拡大、農道及び灌排水施設の整備に伴い大型機械の導入によるキャベツの機械化栽培一貫体系の確立、作付地の集団化を行い、生産資材の運搬の迅速化を図る等キャベツ生産の合理化及び省力化を行う。

ヒ 出荷の近代化に関する事項

既設の集荷所のほか、新たに集荷所を設置して集出荷体制を強化するとともに、検査体制の充実強化によつて品質規格の統一を徹底し、銘柄確保に努め、集出荷作業の能率向上と労働力の節減を図る。

ヘ 生産出荷近代化計画に関する具体的な計画

ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量

イ 作付面積及び生産数量

昭和48年には45ヘクタールの作付が行われた。土地利用の高度化を推進するため、すいか後作のキャベツの定着化が緊急課題であり、このためには、畑地基盤整備事業の実施に伴い大型機械の導入、作付地の集団化、栽培技術の高位平準化、畜産との有機的

運けいによる生産の安定及び価格安定制度への加入によるキャベツ作経営の安定を図り、作付面積100ヘクタール、生産量4,500トンを目標とする。

項目	作付面積	10ヘクタール当たり	生産数量
年次			
現在（昭和48年）	45 ha	8,500 kg	1,575 t
目標年次（昭和52年）	100	4,500	4,500

イ 指定消費地域に対する出荷数量
指定消費地域に対する出荷数量は、次のとおりとする。

年次	仕向先	指定消費地域	その他		合計
			県内	県外	
現在（昭和48年）		1,360 t	—	—	1,360 t
目標年次（昭和52年）		4,050 t	—	—	4,050

ロ 生産出荷近代化事業計画

昭和49年度から3箇年で推進予定の事業内容は、次のとおりである。

項目	事業種目	事業受益範囲		事業量
		事業所数	戸数・ha	
生産近代化施設導入	トラクター及び附属作業機	1	100	50
				トラクター 3台
				ローターベーター 3
				トランスプランター 3
				リッジヤーカルチ 1

出荷近代化 施設導入	集出荷用建物 集出荷用機械	1 1	100 100	50 50	1棟 1台	300 円	フローベキヤスター 1 1 1 1 1
---------------	------------------	--------	------------	----------	----------	----------	------------------------------------

登録番号 登録年月日 氏名又は名称 住所 営業所の所在地

鳥振第十四号 四十九・十二・六 スナック プナック リンス 萩原幸俊 鳥取市富安一丁目二三 鳥取市瓦町二〇一

倉振第六号 四十九・五・十一 阿久津 阿久津 博 倉吉市上井町二丁目一〇の一三 住所に同じ。

米振第三号 四十九・十二・十六 レストラン いづみ 坂田 江美子 西伯郡大山町大山一四四番地 //

鳥取県告示第六十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町神戸上字桑平山三〇八四の二、三〇八四の四（以上二筆
について、次の図に示す部分に係る。）

鳥取県告示第六十四号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四
第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の業者登録をしたので、
同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和五十年一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役
場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字中山七八二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

国定公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法、昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市百谷字大澤五〇二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

農道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町三吉字床吉山鈷後口九一八の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

農道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市福井字松ヶ前一三九八の四(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字長和瀬字西ノ坂六七七の二

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七十一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字山崎字堀尻二九一、二九二(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の一三九(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(三) 解除の理由

国立公園事業用地とするため

二(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(三) 解除の理由

国立公園事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課並びに鳥取市役所及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十三号

昭和四十九年九月十二日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良(寺内地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十四号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(西今在家地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十五号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(海川地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年一月二十一日から用途廃止した。

昭和五十年一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
八頭郡智頭町大字智頭字ダソウノ前 地先から同町大字智頭字ダソウノ前 地先まで	一九五三番一 一九五二番六	一七・〇四	道路敷
八頭郡智頭町大字智頭字ダソウノ前 地先から同町大字智頭字ダソウノ前 地先まで	九五〇番二 九五二番六	四・六五	水路敷

鳥取県告示第七十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年一月二十一日から用途廃止した。

昭和五十年一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市東今在家字上向三一九番一 鳥取市東今在家字上向三一七番一 今在家字上向三一七番一	地先 地先から同市東 地先まで	一一・二〇 八一・三六	水路敷 水路敷

鳥取県告示第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 施行者の名称
鳥取市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業一等大路第三類第三号行徳田島線
- 三 事業施行期間
昭和五十年一月二十一日から昭和五十六年三月三十一日まで
- 四 事業地
鳥取市西品治、田島、田園町三丁目及び田園町四丁目地内
- 収用の部分
なし
- 使用の部分
なし

公安委員会規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

昭和五十年一月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

鳥取県公安委員会規則第一号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第二条関係）」に改め、同表の鳥取県鳥取警

察署の項中

湯所

”

湯所町

目、青葉町一、二、三丁目、田

材木町、湯所町一、二丁目、相

生町、二、三、四丁

を

湯所

湯所町

目、青葉町一、

目、丸山町、覚

一、二丁目、相生町一、二、三、四丁

に、

丸山

丸山町

丸山町、覚寺、円護寺、浜坂、江津、秋里、松

を

浜坂

”

浜坂、江津

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第5条第9項の規定に
 基づき、地方職員共済組合定款の一部を変更することについて、次のとおり
 公布する。

昭和50年1月21日

地方職員共済組合定款の一部を変更する定款

地方職員共済組合定款（昭和三十七年十二月一日）の一部を次のように

変更する。

第二十九条第二項の表以外の部分中「千分の六十二・五」を「千分の六
 十五」に、「千分の四十五・五」を「千分の四十八」に、「千分の十六」
 を「千分の十七」に、「千分の四十六・五」を「千分の四十八」に改め、
 同項の表を次のように改める。

組合員の種別	掛 金 率	負 担 金 率
一般組合員	千分の四十七	千分の六十五
知事組合員	千分の五十六・五	千分の七十八
船員一般組合員	千分の四十七	千分の六十五
船員継続組合員	千分の四十七	千分の六十五

附 則

- 1 この変更は、昭和五十年一月一日から施行する。
- 2 変更後の規定は、昭和五十年一月分以後の掛金及び負担金について適用し、昭和四十九年十二月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。